

天理市立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第22号

天理市立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、天理市立幼稚園の保育料等に関する条例（平成27年 3 月天理市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給食費の額及び納期)

第 2 条 幼稚園において給食の提供を受けた子どもの給食費の額は、天理市立こども園条例施行規則（平成23年12月天理市規則第21号。以下「こども園規則」という。）第10条第 1 項に規定する 1 号認定子どもの給食費の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、こども園規則第10条第 2 項各号に規定する 1 号認定子どもについては、副食費を徴収しない。

3 第 1 項に規定する給食費は、月を単位として徴収するものとし、保護者は、当該月分の給食費を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

4 条例第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者が給食の提供を受ける場合の月額給食費の額については、こども園規則第10条第 4 項の規定を準用する。この場合において、同項中「こども園に勤務する職員」とあるのは「条例第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者」と読み替えるものとする。

(給食費の減免)

第 3 条 市長は、子どもの保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の給食費の全部又は一部を減免することができる。

(1) 災害その他やむを得ない理由により、給食の提供を受ける子どもの保護者が一時的に給食費を納付する資力を失った場合であって、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けることができないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により給食費の減免を受けようとする者は、減免を必要とする

理由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。